第二十七条の九第一項各号並びに第二十八条の九第一項各号及び第十二項各号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十三条の二第十九項及び第二十項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第三十九条の三十二の三第十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第三十九条の三十三の三の見出し並びに同条第一項第一号及び第二号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第三十九条の八十三第十九項及び第二十項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十条の八の十一第一項の表法第七十条の七の九第一項の項下欄及び法第七十条の七の十第一項の項下欄中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改める。

第四十六条の十第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第四十七条の七第二項各号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十八条第二項第一号中「ふつ素ゴム」を「ふっ素ゴム」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第二号及び第三号中「ふつ素ゴム」を「ふっ素ゴム」に改め、同条第三項中「第三号」を「第三号まで」に、「ふつ素ゴム」を「ふっ素ゴム」に改める。

第四十八条の六第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（揮発油税法施行令の一部改正）

第八条　揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の三中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号ロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号ハ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「第二十一条の六第二項」を「第三十条第二項」に、「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「はって」を「貼って」に改める。

（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「はって」を「貼って」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十一条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十二条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号並びに第五十二条第八号イ及び第九号中「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十三条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

第六十条第二号中「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改め、同条第三号中「工業標準化」を「産業標準化」に改め、同条第八号中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に改める。

第六十二条第二号及び第三号並びに第六十三条第二号及び第三号中「工業標準」を「産業標準」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百十九条第六号、第百四十七条第三号及び第百六十一条第六号中「工業標準」を「産業標準」に改める。

附則第二条の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十六年三月三十一日の項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第六条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第七条の表平成三十四年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間の項中「平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同表平成三十五年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間の項中「平成三十五年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改める。

附則第八条の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十四年三月三十一日の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第九条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表平成四十年三月三十一日の項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十七条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の表平成三十三年三月三十一日の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年７月１日）から施行する。